

□不開示該当フラグ（設定・解除） 申出書

□自己情報提供不可フラグ（設定・解除） 申出書

マイナンバー制度において、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、避難先につながる情報（避難先の都道府県名又は市町村名等）を秘匿することが可能です。秘匿を希望される方又は秘匿の解除を希望される方は、本申出書をご提出ください。

設定／解除対象者

対象者氏名	組合員との続柄	不開示該当	自己情報提供不可
		設定 ・ 解除	設定 ・ 解除
		設定 ・ 解除	設定 ・ 解除
		設定 ・ 解除	設定 ・ 解除

不開示該当フラグ

設定するとマイナポータルで「やりとり履歴」が閲覧できなくなります。（「やりとり履歴」に記載されている情報提供機関又は情報照会機関から、避難先が推測される恐れがあります。）

自己情報提供不可フラグ

設定するとマイナポータルの「わたしの情報」のうち、共済組合が提供している情報が閲覧できなくなります。（共済組合が提供している情報には、健康保険の資格情報、薬剤情報及び医療費通知情報等が含まれますので、その情報から避難先が推測される恐れがあります。）

申出者欄

設定時 ※ 該当する方に○を付けてください。

- マイナンバーカードが手元に（ある ・ ない）又は（元々発行していない）
（ある）場合→マイナポータルの代理人に加害者を設定して（いる ・ いない）
（ない）場合→マイナンバーカード停止窓口に利用停止の申出を（した・していない）

解除時 ※ 該当する方に○を付けてください。

- マイナンバーカードの再交付が完了（した ・ していない）
- マイナポータルの代理人設定を解除（した ・ していない）又は（元々設定していない）
- DV・虐待等の被害から逃れて（いる ・ いない）

三重県市町村職員共済組合理事長 様

上記のとおり申出をします。 (記号) (番号)

令和 年 月 日 申出者氏名 _____

TEL _____

※マイナンバーカードの利用停止及び再交付は、マイナンバー総合フリーダイヤル【TEL0120-95-0178】へお問い合わせください。

※被扶養者の認定を取り消す場合は、別途被扶養者申告書も提出が必要となります。

※情報を秘匿している間は、マイナンバーカードの保険証利用ができなくなる等の制約が発生します。DV被害から逃れた後に、解除の申出をしてください。